

ATLAS

🌸🌸資産税～お役立ち～新聞🌸🌸

📌相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📌

第10号(2016年6月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル6階

(TEL)03-3464-9333



✉️<<相続税法と民法>>✉️



〔相続税を理解するために〕

人が死亡した場合、その死亡した者（これを『被相続人』といいます）が遺した財産に課される税金が、相続税です。

この相続税という税金について、その計算方法や諸々の手続き等に関する決まり事を定めているのが『相続税法』という法律です。

この相続税法には、相続税の他、贈与税についても定められています。



〔民法の知識が不可欠〕

相続税や贈与税を理解するためには、これらを規定している相続税法を理解する事がもちろん大切です。しかし、その相続税法を理解するには、さらに大切な事があるのです。

それは、民法の知識なのです。



〔どうして民法の知識が必要？〕

民法とは、私人つまり公権力を持たない人同士の関係を規定した私法の中で最も基本となる法律であり、『民法は私法の一般法である』とも言われています。

それだけ私達の生活に非常に密接に関わっている法律の1つと言えるのです。

ところで、相続税や贈与税を理解する上でどうして民法の知識が必要になってくるのでしょうか？

それは、相続税法は、民法を基盤として策定されているからに他なりません。

相続税法の中で規定されている相続税や贈与税に関する様々な決まり事は、実は民法の規定を基盤としている部分が非常に多いのです。

例えば、相続を考える上でとても重要な事柄である『相続人の範囲』については、民法第 887 条、889 条、890 条にその基本原則が定められています。

また、これも重要な事柄である相続によって自分が貰える財産の割合（法定相続分）については、民法第 900 条において定められています。

このように民法を理解する事は、相続税法を理解する上で必要不可欠と言えるのです。



〔民法の構成〕

民法は、全 5 編から構成されており、その内容は、次のようになっています。

（第一編）総則

（第二編）物権

（第三編）債権

（第四編）親族

（第五編）相続

上記の内、相続税法に直接関わってくるのは、第五編の相続です。

この第五編に先に挙げた相続人の範囲や法定相続分といった相続に関して非常に重要な事柄が定められているのです。

なお、第四編の親族には、養子に関する事柄が定められているのですが、この養子に関する知識も相続に絡んできますので、第四編の親族の知識も大切と言えるでしょう。



〔民法は難しい？〕

民法は、その条文数が 1,044 条と非常にボリュームがあり、また難解な部分も多い為、民法を完全に理解するのは、至難の業と言えるでしょう。

しかし、第四編の親族編や第五編の相続編は、私達の生活に非常に密接に関わってくる事柄を定めているので、案外読みやすく親しみが持てるかもしれません。

試しに一読されてみては如何でしょうか？

 [終わり] 

ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな？』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当？』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。